

令和5年12月6日招集

令和5年第5回鉏路市議会

12月定例会議案

鉏 路 市

1 2 月 定 例 市 議 会 議 案 件 名

議 案 番 号	件 名	
議案第105号	令和5年度鉏路市一般会計補正予算	5
議案第106号	令和5年度鉏路市後期高齢者医療特別会計補正予算	27
議案第107号	令和5年度鉏路市介護保険特別会計補正予算	35
議案第108号	令和5年度鉏路市動物園事業特別会計補正予算	41
議案第109号	令和5年度鉏路市病院事業会計補正予算	47
議案第110号	令和5年度鉏路市港湾整備事業会計補正予算	55
議案第111号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	59
議案第112号	鉏路市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	61
議案第113号	鉏路市高齢者生きがい交流プラザ条例の一部を改正する条例	69
議案第114号	鉏路市国民健康保険条例の一部を改正する条例	71
議案第115号	鉏路市水道事業給水条例の一部を改正する条例	75
議案第116号	鉏路市水道事業給水条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例	77
議案第117号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更に関する件	83
議案第118号	市民環境部の所管する公の施設の指定管理者の指定の件	87
報告第5号	専決処分報告の件	95

議案第105号

令和5年度釧路市一般会計補正予算

令和5年度釧路市の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ409,854千円を追加し、歳入歳出それぞれ102,412,103千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和5年12月6日提出

釧路市長 蝦名大也

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
13 分担金及び負担金		755,241	620,918	1,376,159
	2 負担金	734,026	620,918	1,354,944
15 国庫支出金		22,933,980	20,842	22,954,822
	2 国庫補助金	5,366,459	20,842	5,387,301
16 道支出金		6,170,051	2,750	6,172,801
	2 道補助金	1,049,239	2,750	1,051,989
18 寄附金		2,821,406	504,628	3,326,034
	1 寄附金	2,821,406	504,628	3,326,034
19 繰入金		1,237,799	△ 183,227	1,054,572
	2 基金繰入金	1,208,751	△ 183,227	1,025,524
21 諸収入		3,605,883	11,343	3,617,226
	5 雑収入	764,367	11,343	775,710
22 市債		8,068,159	△ 567,400	7,500,759
	1 市債	8,068,159	△ 567,400	7,500,759
歳入合計		102,002,249	409,854	102,412,103

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		9,076,605	279,135	9,355,740
	1 総務管理費	8,822,019	279,135	9,101,154
3 民生費		33,320,059	9,118	33,329,177
	1 社会福祉費	7,643,352	5,729	7,649,081
	3 児童福祉費	9,843,809	3,389	9,847,198
4 衛生費		5,998,813	37,179	6,035,992
	1 保健衛生費	1,822,969	7,179	1,830,148
	2 清掃費	4,175,844	30,000	4,205,844
6 農林水産業費		1,338,307	4,950	1,343,257
	3 水産業費	105,828	4,950	110,778
9 港湾費		1,301,548	3,530	1,305,078
	1 港湾費	1,301,548	3,530	1,305,078
11 教育費		6,637,426	4,637	6,642,063
	2 小学校費	847,899	3,487	851,386
	5 幼稚園費	32,669	1,000	33,669
	6 社会教育費	1,387,726	150	1,387,876
14 諸支出金		9,678,600	71,305	9,749,905
	1 特別会計繰出金	9,678,600	71,305	9,749,905
歳出合計		102,002,249	409,854	102,412,103

第2表 債務負担行為補正

区 分	事 項	期 間	限 度 額
			千円
追 加	施設管理運営委託費	令和6年度から令和10年度まで	必要とする当該年度の予算で措置する額
	施設警備業務委託費	令和6年度	424
		令和6年度から令和10年度まで	84,431
	子ども・子育て支援事業計画策定費	令和6年度	3,881
	小・中学校給食センター調理配膳等業務委託費	令和6年度	288,562

第3表 地方債補正

区 分	起 債 の 目 的	限 度 額		
		補 正 前	補 正 額	補 正 後
		千円	千円	千円
変 更	新ごみ最終処分場整備事業費	1,387,700	△ 567,400	820,300
計		8,068,159	△ 567,400	7,500,759

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
13 分担金及び負担金	755,241	620,918	1,376,159
15 国庫支出金	22,933,980	20,842	22,954,822
16 道支出金	6,170,051	2,750	6,172,801
18 寄附金	2,821,406	504,628	3,326,034
19 繰入金	1,237,799	△ 183,227	1,054,572
21 諸収入	3,605,883	11,343	3,617,226
22 市債	8,068,159	△ 567,400	7,500,759
歳入合計	102,002,249	409,854	102,412,103

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	市債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 総務費	9,076,605	279,135	9,355,740	15,192	0	14,453	249,490
3 民生費	33,320,059	9,118	33,329,177	2,180	0	1,368	5,570
4 衛生費	5,998,813	37,179	6,035,992	5,220	△ 567,400	620,918	△ 21,559
6 農林水産業費	1,338,307	4,950	1,343,257	0	0	0	4,950
9 港湾費	1,301,548	3,530	1,305,078	0	0	0	3,530
11 教育費	6,637,426	4,637	6,642,063	1,000	0	150	3,487
14 諸支出金	9,678,600	71,305	9,749,905	0	0	0	71,305
歳出合計	102,002,249	409,854	102,412,103	23,592	△ 567,400	636,889	316,773

2. 歳入

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
13 分担金及び負担金	755,241	620,918	1,376,159			
2 負担金	734,026	620,918	1,354,944			
3 衛生費負担金	120,857	620,918	741,775	2 清掃費負担金	620,918	釧路市ごみ最終処分場整備事業負担金 620,918

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
15 国庫支出金	22,933,980	20,842	22,954,822			
2 国庫補助金	5,366,459	20,842	5,387,301			
1 総務費補助金	381,773	15,192	396,965	1 総務管理費補助金	15,192	自治体情報システム標準化事業費（率10/10）
2 民生費補助金	603,965	2,180	606,145	1 社会福祉費補助金	2,180	障がい者福祉システム改修事業費（率1/2）
3 衛生費補助金	1,008,206	2,970	1,011,176	2 清掃費補助金	2,970	新ごみ最終処分場整備事業費（率1/3）
11 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	1,700,835	500	1,701,335	1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	500	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
16 道支出金	6,170,051	2,750	6,172,801			
2 道補助金	1,049,239	2,750	1,051,989			
3 衛生費補助金	24,298	2,250	26,548	1 保健衛生費補助金	2,250	先進不妊治療費助成事業費(率1/2) 2,250
10 教育費補助金	18,453	500	18,953	3 幼稚園費補助金	500	施設衛生環境整備費(率1/2) 500

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
18 寄附金						
1 寄附金	2,821,406	504,628	3,326,034			
2 ふるさと寄附金	2,821,406	504,628	3,326,034			
2 ふるさと寄附金	2,700,000	500,000	3,200,000	1 ふるさと寄附金	500,000	ふるさと寄附金 500,000
4 教育費寄附金	6,980	150	7,130	2 社会教育費寄附金	150	マリモ保護基金積立金 150
5 総務費寄附金	13,000	3,110	16,110	1 総務管理費寄附金	3,110	地域振興基金積立金 3,110
6 民生費寄附金	974	1,368	2,342	1 社会福祉費寄附金	1,368	福祉基金積立金 1,368

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
19 繰入金	1,237,799	△ 183,227	1,054,572			
2 基金繰入金	1,208,751	△ 183,227	1,025,524			
15 財政調整基金繰入金	423,652	△ 183,227	240,425	1 財政調整基金繰入金	△ 183,227	△ 183,227

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
21 諸収入	3,605,883	11,343	3,617,226			
5 雑入	764,367	11,343	775,710			
6 雑入	625,753	11,343	637,096	2 雑入	11,343	障害児通所給付費返還金 11,343

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
22 市債	8,068,159	△ 567,400	7,500,759			
1 市債	8,068,159	△ 567,400	7,500,759			
3 衛生債	1,496,600	△ 567,400	929,200	2 清掃債	△ 567,400	△ 567,400
						新ごみ最終処分場整備事業費
歳 入 合 計	102,002,249	409,854	102,412,103			

3. 歳出

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 総務費	9,076,605	279,135	9,355,740	特定財源 29,645 一般財源 249,490			
1 総務管理費	8,822,019	279,135	9,101,154	特定財源 29,645 一般財源 249,490			
1 一般管理費	1,622,693	17,086	1,639,779	特定財源 15,192 [内訳] 国庫支出金 15,192	12 委託料	17,086	自治体情報システム標準化事業費 17,086
3 戸籍住民基本台帳費	278,127	431	278,558	一般財源 1,894 一般財源 431	17 備品購入費	431	一般旅券発給申請受理及び交付事業費 431
5 企画振興費	3,863,188	253,110	4,116,298	特定財源 3,110 [内訳] 寄附金 3,110	7 報償費 196,718 12 委託料 53,282 24 積立金 3,110	196,718 53,282 3,110	ふるさと納税推進事業費 250,000 地域振興基金積立金 3,110
9 諸費	720,204	8,508	728,712	一般財源 250,000 特定財源 11,343 [内訳] 諸収入 11,343 一般財源 △2,835	22 償還金利子及び割引料	8,508	歳入過課納返還金 8,508

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節	財源内訳	区分	金額	説明
3	民生費		33,320,059	9,118	33,329,177		特定財源 一般財源			
1	社会福祉費		7,643,352	5,729	7,649,081		特定財源 一般財源			
1	総務費		408,241	5,729	413,970		特定財源 [内訳] 国庫支出金 寄附金	12 委託料 24 積立金	4,361 1,368	福祉基金積立金 障がい者福祉システム改修事業費
3	児童福祉費		9,843,809	3,389	9,847,198		一般財源			
1	総務費		5,282,899	3,389	5,286,288		一般財源	10 需用費 11 役員費 12 委託料	117 735 2,537	子ども・子育て支援事業計画策定費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
					区分	金額	
4 衛生費	5,998,813	37,179	6,035,992	特定財源 58,738 一般財源 △21,559			
1 保健衛生費	1,822,969	7,179	1,830,148	特定財源 2,250 一般財源 4,929			
1 総務費	597,787	4,501	602,288	特定財源 2,250 [内訳] 道支出金 2,250	18 負担金補助 及び交付金	4,501	母子保健事業費 4,501 先進不妊治療費助成事業費 4,501
3 環境保全費	35,020	2,678	37,698	一般財源 2,251 一般財源 2,678			
2 清掃費	4,175,844	30,000	4,205,844	特定財源 56,488 一般財源 △26,488	12 委託料	2,678	自然環境保全推進費 2,678
2 ごみ処理費	3,101,088	30,000	3,131,088	特定財源 56,488	14 工事請負費	30,000	新ごみ最終処分場整備事業費 30,000
				[内訳] 分担金及び 負担金 620,918 国庫支出金 2,970 市債 △567,400 一般財源 △26,488			

(単位：千円)

敬 項 目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	区分	金額	説明
3 水産業費	105,828	4,950	110,778	一般財源			
2 振興費	81,015	4,950	85,965	一般財源	18 負担金補助 及び交付金	4,950	赤潮対策支援事業費
							4,950

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
					区分	金額	
9 港湾費	1,301,548	3,530	1,305,078	一般財源	3,530		
1 港湾費	1,301,548	3,530	1,305,078	一般財源	3,530		
3 空港費	19,778	3,530	23,308	一般財源	3,530	18 負担金補助 及び交付金	3,530 釧路空港国際化推進事業費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	区分		説明
					金額	金額	
11 教育費	6,637,426	4,637	6,642,063	特定財源 1,150 一般財源 3,487			
2 小学校費	847,899	3,487	851,386	一般財源 3,487			
1 管理費	669,386	3,487	672,873	一般財源 3,487	14 工事請負費	3,487	学校施設整備費 3,487
5 幼稚園費	32,669	1,000	33,669	特定財源 1,000			
1 幼稚園費	32,669	1,000	33,669	特定財源 1,000	10 需用費	1,000	施設衛生環境整備費 1,000
				[内訳] 国庫支出金 500 道支出金 500			
6 社会教育費	1,387,726	150	1,387,876	特定財源 150			
2 文化財保護費	74,158	150	74,308	特定財源 150	24 積立金	150	マリモ保護基金積立金 150
				[内訳] 寄附金 150			

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
					区分	金額	
14 諸支出金	9,678,600	71,305	9,749,905	一般財源	71,305		
1 特別会計繰出金	9,678,600	71,305	9,749,905	一般財源	71,305		
1 特別会計繰出金	9,678,600	71,305	9,749,905	一般財源	27 繰出金	71,305	特別会計繰出金 後期高齢者医療 介護保険
							71,305 67,901 3,404
歳出合計	102,002,249	409,854	102,412,103	特定財源 一般財源			93,081 316,773

債務負担行為に関する調書補正

区分	事項	限度額		負担期間		前年度までの 未見込額 千円	当該年度支出予定額		翌年度以降の支出予定額		
		期間	金額 千円	期間	金額 千円		左の財源内訳 特定財源	金額 千円	左の財源内訳 特定財源	金額 千円	
追加	施設管理運営委託費	令6～令10	必要とする当 該年度の予算 で措置する額	令6～令10	必要とする当 該年度の予算 で措置する額	-	-	0	必要とする当 該年度の予算 で措置する額	0	
		令6	424	令6	424	-	-	0	424	424	
	施設警備業務委託費	令6～令10	84,431	令6～令10	84,431	-	-	0	84,431	0	84,431
		令6	3,881	令6	3,881	-	-	0	3,881	0	3,881
小・中学校給食センター 調理配膳等業務委託費	令6	288,562	令6	288,562	-	-	-	288,562	0	288,562	
	合計	36,657,751	35,618,737	元金 22,601,180 割増金 113,353 計 22,714,533	元金 7,248,309 割増金 4,874 計 7,253,183	2,745,667	4,507,516	4,243,462	5,769,248	1,525,786	
補正前											
補正後										1,903,084	

議案第106号

令和5年度釧路市後期高齢者医療特別会計補正予算

令和5年度釧路市の後期高齢者医療特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ67,901千円を追加し、歳入歳出それぞれ2,894,241千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の追加)

第2条 予算第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

2 予算第1表の次に次の1表を加える。

第2表 債務負担行為 (別紙)

令和5年12月6日提出

釧路市長 蝦名大也

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 後期高齢者 医療収入	2 繰入金	2,826,340	67,901	2,894,241
		762,043	67,901	829,944
歳入合計		2,826,340	67,901	2,894,241

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 後期高齢者医療費	1 総務費	2,826,340	67,901	2,894,241
		72,886	67,901	140,787
歳出合計		2,826,340	67,901	2,894,241

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
後期高齢者医療システム構築事業費	令和6年度	千円 89,940

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

項	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
2 繰入金	762,043	67,901	829,944
歳入合計	2,826,340	67,901	2,894,241

(歳出)

項	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				国道支出金	市債	その他	一般財源
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 総務費	72,886	67,901	140,787	0	0	0	67,901
歳出合計	2,826,340	67,901	2,894,241	0	0	0	67,901

2. 歳入

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 後期高齢者医療収入	2,826,340	67,901	2,894,241			
2 繰入金	762,043	67,901	829,944			
1 一般会計繰入金	762,043	67,901	829,944	1 一般会計繰入金	67,901	一般会計繰入金 67,901
歳 入 合 計	2,826,340	67,901	2,894,241			

3. 歳出

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	区分	金額	説明
1 総務費	72,886	67,901	140,787	一般財源			
1 事務費	20,935	67,901	88,836	一般財源	12 委託料	67,901	後期高齢者医療システム構築事業 67,901 費
歳出合計	2,826,340	67,901	2,894,241	一般財源			

債務負担行為に関する調書補正

事項	限度額		負担期間		前年度の 未だの 支出見込額 千円	当該年度支出額		翌年度以降の支出額	
	期間	金額 千円	期間	金額 千円		左の財源内 特定財源	左の財源内 一般財源	左の財源内 特定財源	左の財源内 一般財源
後期高齢者医療システム構築事業費	令6	89,940 千円	令6	89,940 千円	- 千円	- 千円	- 千円	89,940 千円	0 千円
									89,940 千円

議案第107号

令和5年度釧路市介護保険特別会計補正予算

令和5年度釧路市の介護保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 保険事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,808千円を追加し、歳入歳出それぞれ17,542,894千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月6日提出

釧路市長 蝦名大也

第1表 歳入歳出予算補正

(保険事業勘定)

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 介護保険収入		17,536,086	6,808	17,542,894
	2 国庫支出金	4,224,129	3,404	4,227,533
	6 繰入金	3,371,156	3,404	3,374,560
歳入合計		17,536,086	6,808	17,542,894

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 介護保険費		17,536,086	6,808	17,542,894
	1 総務費	437,223	6,808	444,031
歳出合計		17,536,086	6,808	17,542,894

歳入歳出補正予算事項別明細書

(保険事業勘定)

1 総括

(歳入)

項	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
2 国庫支出金	4,224,129	3,404	4,227,533
6 繰入金	3,371,156	3,404	3,374,560
歳入合計	17,536,086	6,808	17,542,894

(歳出)

項	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				国道支出金	市債	その他	一般財源
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 総務費	437,223	6,808	444,031	3,404	0	0	3,404
歳出合計	17,536,086	6,808	17,542,894	3,404	0	0	3,404

2. 歳入

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 介護保険収入	17,536,086	6,808	17,542,894			
2 国庫支出金	4,224,129	3,404	4,227,533			
2 国庫補助金	1,305,227	3,404	1,308,631	5 介護保険事業 補助金	3,404	介護保険システム改修事業費（率1／2） 3,404
6 繰入金	3,371,156	3,404	3,374,560			
1 一般会計繰入金	2,816,663	3,404	2,820,067	1 一般会計繰入 金	3,404	一般会計繰入金 3,404
歳 入 合 計	17,536,086	6,808	17,542,894			

3. 歳出

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 介護保険費	17,536,086	6,808	17,542,894	特定財源 3,404 一般財源 3,404			
1 総務費	437,223	6,808	444,031	特定財源 3,404 一般財源 3,404			
1 事務費	429,346	6,808	436,154	特定財源 3,404 [内訳] 国庫支出金 3,404 一般財源 3,404	12 委託料	6,808	介護保険システム改修事業費 6,808
歳出合計	17,536,086	6,808	17,542,894	特定財源 3,404 一般財源 3,404			

議案第108号

令和5年度釧路市動物園事業特別会計補正予算

令和5年度釧路市の動物園事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,426千円を追加し、歳入歳出それぞれ456,004千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月6日提出

釧路市長 蝦名大也

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 動物園事業収入		千円 453,578	千円 2,426	千円 456,004
	4 寄附金	975	2,426	3,401
歳入合計		453,578	2,426	456,004

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 動物園事業費		千円 453,578	千円 2,426	千円 456,004
	1 事業費	434,747	2,426	437,173
歳出合計		453,578	2,426	456,004

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

項	補正前の額	補正額	計
4 寄 附 金	千円 975	千円 2,426	千円 3,401
歳 入 合 計	453,578	2,426	456,004

(歳出)

項	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				国道支出金	市債	その他	一般財源
1 事 業 費	千円 434,747	千円 2,426	千円 437,173	千円 0	千円 0	千円 2,426	千円 0
歳 出 合 計	453,578	2,426	456,004	0	0	2,426	0

2. 歳入

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 動物園事業収入	453,578	2,426	456,004			
4 寄附金	975	2,426	3,401			
1 寄附金	975	2,426	3,401	1 動物園事業寄附金	2,426	動物園整備基金積立金 2,426
歳 入 合 計	453,578	2,426	456,004			

3. 歳出

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 動物園事業費	453,578	2,426	456,004	特定財源 2,426			
1 事業費	434,747	2,426	437,173	特定財源 2,426			
1 管理費	434,747	2,426	437,173	特定財源 2,426	24 積立金	2,426	動物園整備基金積立金 2,426
				[内訳] 寄附金 2,426			
歳出合計	453,578	2,426	456,004	特定財源 2,426			

議案第109号

令和5年度釧路市病院事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和5年度釧路市病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和5年度釧路市病院事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収		入	
第1款 病院事業収益	18,543,805千円	568,831千円	19,112,636千円
第1項 医業収益	16,439,283千円	200,000千円	16,639,283千円
第2項 医業外収益	1,867,781千円	368,831千円	2,236,612千円
支		出	
第1款 病院事業費用	19,996,126千円	252,571千円	20,248,697千円
第1項 医業費用	19,404,851千円	252,888千円	19,657,739千円
第2項 医業外費用	276,326千円	△317千円	276,009千円

(債務負担行為)

第3条 予算第6条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を、次のとおり補正する。

区 分	事 項	期 間	限 度 額
追 加	ドクターヘリ運航委託費	令和6年度から 令和10年度まで	1,540,480千円

2 既定の債務負担行為をすることができる限度額を、次のとおり補正する。

区 分	事 項	期 間	限 度 額
変 更	ドクターヘリ運航委託	令和元年度から	1,210,789千円
	費	令和5年度まで	1,245,969千円

(たな卸資産購入限度額)

第4条 予算第11条中「3,394,406千円」を「3,594,406千円」に改める。

令和5年12月6日提出

釧路市長 蝦名大也

令和5年度釧路市病院事業会計補正予算実施計画

収益的收入及び支出

収入		(単位: 千円)				
款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 病院事業収	1 医業収益		18,543,805	568,831	19,112,636	
			16,439,283	200,000	16,639,283	
	2 医業外収益	1 入院収益	11,282,279	120,000	11,402,279	
		2 外来収益	4,980,917	80,000	5,060,917	
	2 補助金	1,867,781	368,831	2,236,612		
			314,031	368,831	682,862	道補助金
					368,831	

支出

支出		(単位: 千円)				
款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 病院事業費	1 医業費用		19,996,126	252,571	20,248,697	
			19,404,851	252,888	19,657,739	
	2 医業外費用	2 材料費	5,356,518	200,000	5,556,518	薬品費
		3 経費	3,710,090	52,888	3,762,978	委託料
		5 消費税及び地方消費税	276,326	△ 317	276,009	消費税及び地方消費税
			16,822	△ 317	16,505	消費税及び地方消費税
					△ 317	

令和5年度釧路市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書補正

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位 千円)

(間接法により作成)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益(△は損失)	△ 1,130,791
減価償却費	1,346,063
固定資産売却費	36,782
有形固定資産売却損益(△は益)	1
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△ 71,352
長期前受金戻入額	△ 167,931
修学資金給与費	30,344
長期前払消費税の増減額(△は増加)	20,879
受取利息及び受取配当金	△ 11
支払利息	114,880
未収金の増減額(△は増加)	836,710
貯蔵品の増減額(△は増加)	1,000
前払金の増減額(△は増加)	1,040
その他流動資産の増減額(△は増加)	1,007
未払金の増減額(△は減少)	△ 421,963
未払費用の増減額(△は減少)	4,122
預り金の増減額(△は減少)	5,748
小計	606,528
利息及び配当金の受取額	11
利息の支払額	△ 114,880
業務活動によるキャッシュ・フロー	491,659

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 836,364
有形固定資産の売却による収入	1
国庫補助金等の返還による支出	△ 300
一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	100,000
修学資金の貸付による支出	△ 66,816
修学資金の返還による収入	2,829
基金の積立による支出	△ 10
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 800,660

3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
一時借入れによる収入	2,000,000
一時借入金の返済による支出	△ 2,000,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	820,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 837,889
寄附金による収入	1
財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 17,888</u>
4 資金減少額	326,889
5 資金期首残高	5,590,055
6 資金期末残高	<u>5,263,166</u>

債 務 負 担 行 為 に 関 す る 調 査 書 補 正

区分	事項	限度額	負担額	前年度の支払見込		当該年度の支払予定額	左の財源内訳			翌年度以降の支払予定額			左の財源内訳		
				期間	金額		道補助金	高等看護学院収益	医業収益	期間	金額	道補助金	高等看護学院収益	医業収益	
修正前 変更	ドクタートレーニング 運航委託費	1,210,789	1,193,081	937,873	千円	255,208	千円	255,208	0	0	千円	—	—	千円	—
修正後 変更	ドクタートレーニング 運航委託費	1,245,969	1,245,969	—	千円	—	—	—	—	—	千円	1,540,480	1,540,480	0	0
追加	合計	5,461,203	5,264,574	2,515,653	千円	1,225,566	255,485	2,070	968,011	1,849,453	1,108	4,140	1,844,205	1,541,588	—

I 重要な会計方針

- 1 たな卸資産の評価基準及び評価方法
貯蔵品 先入先出法による原価法
- 2 固定資産の減価償却の方法
(1) 有形固定資産(リース資産を除く。)
・減価償却の方法
定額法による。
・主な耐用年数
建物 10～47年
構築物 10～50年
器械備品 4～10年
車両 6年
- (2) リース資産
・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用している。
・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法による。
- 3 引当金の計上方法
(1) 貸倒引当金
債権の不納欠損による損失に備えるため、当事業年度末における回収不能見込み額を計上している。
(2) 退職給付引当金
職員の退職手当の支給に備えるため、当事業年度末における退職手当の要支給額に相当する金額を計上している。高等看護学院については、一般会計がその全部を負担することとなっているため、計上していない。
(3) 賞与引当金
職員の期末・勤勉手当の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。高等看護学院については、一般会計がその全部を負担することとなっているため、計上していない。
(4) 法定福利費引当金
職員の期末・勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当事業年度末における支出見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。高等看護学院については、一般会計がその全部を負担することとなっているため、計上していない。
- 4 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。なお、控除対象外消費税等については、当事業年度の費用として処理している。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等については、長期前払消費税勘定に計上し、償却を行っている。

II 予定貸借対照表等関連

- 1 企業債の償還に係る他会計の負担
貸借対照表に計上されている企業債(当事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものを含む。)のうち、「病院事業に対する繰出基準」に基づき、一般会計が負担すると見込まれる額は4,721,551千円である。

III セグメント情報の開示

- 1 報告セグメントの概要
釧路市病院事業会計は、市立釧路総合病院及び高等看護学院を運営していることから、この2つを報告セグメントとしている。
なお、各報告セグメントに属する事業の内容は以下のとおりである。

事業区分	事業の内容
市立釧路総合病院	病院
高等看護学院	看護師養成

報告セグメントごとの営業収益等

前年度(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

	市立釧路総合病院	高等看護学院	合計
医療収益	15,810,169	0	15,810,169
医療費用	17,859,882	0	17,859,882
医療損益	△ 2,049,713	0	△ 2,049,713
経常損益	223,793	1,336	225,129
セグメント資産	21,128,746	0	21,128,746
セグメント負債	16,562,027	0	16,562,027
その他の項目			
他会計繰入金	1,412,343	66,028	1,478,371
減価償却費	1,227,833	0	1,227,833
特別利益	101,370	0	101,370
特別損失	153,775	0	153,775
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	517,344	0	517,344

当年度(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

	市立釧路総合病院	高等看護学院	合計
セグメント資産	19,428,391	0	19,428,391
セグメント負債	15,992,462	0	15,992,462
その他の項目			
他会計繰入金	1,380,000	76,155	1,456,155
減価償却費	1,346,063	0	1,346,063
特別利益	120,001	0	120,001
特別損失	198,209	0	198,209
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	△ 546,483	0	△ 546,483

IV その他

- 1 貸倒引当金の取り崩し
当事業年度において、不納欠損処分をするため貸倒引当金9,295千円を取り崩す。
- 2 退職給付引当金の取り崩し
当事業年度において、退職手当を支給するため退職給付引当金386,504千円を取り崩す。
- 3 賞与引当金、法定福利費引当金の取り崩し
当事業年度において、期末・勤勉手当を支給するため賞与引当金441,479千円を取り崩し、これに係る法定福利費引当金83,081千円を取り崩す。

議案第110号

令和5年度釧路市港湾整備事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和5年度釧路市港湾整備事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度釧路市港湾整備事業会計予算第8条を第9条とし、第5条から第7条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加える。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
庁舎警備業務委託費	令和6年度から 令和10年度まで	1,467千円

令和5年12月6日提出

釧路市長 蝦名大也

正 補 書 調 査 関 係 行 為 担 負 債 價

区 分	事 項	限 度 額	負 担 額	前 年 支 生 期 間		前 年 支 生 期 間		該 年 義 務 額	左 財 源 内 訳	翌 年 支 生 期 間	以 義 務 額		左 財 源 内 訳
				期 間	金 額	期 間	金 額				期 間	金 額	
追 加	庁 舎 警 備 業 務 委 託 費	千 円 1,467	千 円 1,467	-	-	-	-	-	施 設 運 営 等 -	令 6 ~ 令 10	-	-	施 設 運 営 等 1,467
補 正 前	合 計	223,957	222,454	-	-	2,734	125,768	125,768	施 設 運 営 等 125,768	-	-	93,952	93,952
補 正 後		225,424	223,921									95,419	95,419

議案第 1 1 1 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年 釧路市条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中 4 の項を 8 の項とし、 3 の項の次に次のように加える。

4 市長	釧路市子ども医療費助成条例（平成 1 7 年釧路市条例第 1 0 6 号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの（以下「子ども医療費助成関係事務」という。）
5 市長	釧路市ひとり親家庭等医療費助成条例（平成 1 7 年釧路市条例第 1 0 8 号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの（以下「ひとり親家庭等医療費助成関係事務」という。）
6 市長	釧路市精神障がい者入院医療費助成条例（平成 1 7 年釧路市条例第 1 2 2 号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの（以下「精神障がい者入院医療費助成関係事務」という。）
7 市長	釧路市重度心身障がい者医療費助成条例（平成 1 7 年釧路市条例第 1 2 1 号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの（以下「重度心身障がい者医療費助成関係事務」という。）

別表第 2 中 3 の項を 7 の項とし、 2 の項の次に次のように加える。

3 市長	子ども医療費助成関係事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）による医療に関する給付の支給に関する情報（以下「国民健康保険給付関係情報」という。）であって規

		則で定めるもの
4 市長	ひとり親家庭等医療費助成関係事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給に関する情報（以下「後期高齢者医療給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
5 市長	精神障がい者入院医療費助成関係事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		後期高齢者医療給付関係情報であって規則で定めるもの
6 市長	重度心身障がい者医療費助成関係事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		後期高齢者医療給付関係情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年12月6日提出

釧路市長 蝦名大也

（説明）

個人番号を利用することができる事務として、釧路市子ども医療費助成条例等による医療費の助成に関する事務を新たに加えるとともに、当該事務を処理するために利用することができる特定個人情報を定めたく、本案を提出するものである。

議案第 1 1 2 号

釧路市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(釧路市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 釧路市職員の給与に関する条例（平成 1 7 年釧路市条例第 6 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 7 条第 2 項中「期末手当基礎額に」の次に「、6 月に支給する場合には」を、「1 0 0 分の 1 0 0）」の次に「、1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 2 5（幹部職員等にあつては、1 0 0 分の 1 0 5）」を加え、同条第 3 項中「1 0 0 分の 5 7. 5」との次に「、「1 0 0 分の 1 2 5」とあるのは「1 0 0 分の 7 0」と、「1 0 0 分の 1 0 5」とあるのは「1 0 0 分の 6 0」と」を加える。

第 3 0 条第 2 項第 1 号中「加算した額に」の次に「、6 月に支給する場合には」を、「1 0 0 分の 1 2 0）」の次に「、1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 0 5（幹部職員等にあつては、1 0 0 分の 1 2 5）」を加え、同項第 2 号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6 月に支給する場合には」を、「1 0 0 分の 5 7. 5）」の次に「、1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 5 0（幹部職員等にあつては、1 0 0 分の 6 0）」を加える。

附則第 2 4 項中「当分の間」を「令和 6 年 3 月 3 1 日までの間」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（別 紙）

第 2 条 釧路市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 2 7 条第 2 項中「、6 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 2 0」を「1 0 0 分の 1 2 2. 5」に、「1 0 0 分の 1 0 0）、1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 2 5（幹部職員等にあつては、1 0 0 分の 1 0 5）」を「1 0 0 分の 1 0 2. 5」に改め、同条第 3 項を次のように改める。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」とする。

第30条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の100」を「100分の102.5」に、「100分の120）、12月に支給する場合には100分の105（幹部職員等にあつては、100分の125）」を「100分の122.5」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の47.5）」を「100分の48.75」に、「100分の57.5）、12月に支給する場合には100分の50（幹部職員等にあつては、100分の60）」を「100分の58.75」に改める。

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第3条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年釧路市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表中「376,000」を「380,000」に、「422,000」を「427,000」に、「472,000」を「477,000」に、「533,000」を「539,000」に、「608,000」を「615,000」に、「710,000」を「718,000」に、「830,000」を「839,000」に改める。

第5条第2項中「100分の165」と」の次に「、「100分の125」とあるのは「100分の175」と」を加える。

第4条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の120」を「100分の122.5」に、「100分の165」と、「100分の125」とあるのは「100分の175」を「100分の170」に改める。

（釧路市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

第5条 釧路市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17

年釧路市条例第55号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の165」を「、基準日が6月1日である場合にあっては100分の165、基準日が12月1日である場合にあっては100分の175」に改める。

第6条 釧路市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「、基準日が6月1日である場合にあっては100分の165、基準日が12月1日である場合にあっては100分の175」を「100分の170」に改める。

(釧路市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第7条 釧路市特別職の職員の給与に関する条例(平成17年釧路市条例第61号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の165」を「、基準日が6月1日である場合にあっては100分の165、基準日が12月1日である場合にあっては100分の175」に改める。

第8条 釧路市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「、基準日が6月1日である場合にあっては100分の165、基準日が12月1日である場合にあっては100分の175」を「100分の170」に改める。

(釧路市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

第9条 釧路市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年釧路市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加え、同条第2項中「通勤手当、」を削り、「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加える。

第15条の次に次の1条を加える。

(勤勉手当)

第15条の2 給与条例第30条(第4項を除く。)の規定は、6月1日

及び12月1日にそれぞれ在職する会計年度任用職員（規則で定める者を除く。）について準用する。この場合において、同条第3項中「給料の月額」とあるのは、パートタイム会計年度任用職員（単純労務に従事する職員に限る。）にあつては「規則で定める給料の額」と、パートタイム会計年度任用職員（単純労務に従事する職員を除く。）にあつては「規則で定める報酬の額」と読み替えるものとする。

（釧路市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第10条 釧路市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年釧路市条例第281号）の一部を次のように改正する。

第20条の2第2項中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加え、同条第3項中「第14条」の次に「、第15条」を加え、「第19条中「期末手当及び勤勉手当」とあるのは「期末手当」と、第22条第2項」を「同条第2項」に、「「3歳」を「、3歳」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条から第10条までの規定並びに附則第5項の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の釧路市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定、第3条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定、第5条の規定による改正後の釧路市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の議員報酬等条例」という。）の規定及び第7条の規定による改正後の釧路市特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の特別職給与条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

（給与等の内払）

- 3 改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例、改正後の議員報酬等条例

又は改正後の特別職給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の釧路市職員の給与に関する条例若しくは第3条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は第5条の規定による改正前の釧路市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例若しくは第7条の規定による改正前の釧路市特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の給与条例若しくは改正後の任期付職員条例の規定による給与又は改正後の議員報酬等条例若しくは改正後の特別職給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(釧路市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 5 釧路市職員の育児休業等に関する条例（平成17年釧路市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「（会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。以下同じ。）を除く。）」を削る。

第8条中「会計年度任用職員」の次に「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。）」を加える。

令和5年12月6日提出

釧路市長 蝦名大也

(説明)

国家公務員の給与の改定状況等を勘案し、本市職員の給与並びに特別職及び市議会議員の期末手当の支給率について所要の改正をいたしたく、本案を提出するものである。

(別紙)
別表第1(第3条関係)
行政職給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	1	162,100円	208,000円	240,900円	271,600円	295,400円	323,100円	365,500円
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400
	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600
	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400
	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200
	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000
	41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600
	42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300
	43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000
	44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700
	45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500
	46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300
	47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700
	48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400
	49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900
	50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300
	51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700
	52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100
	53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500
	54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900
	55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300
	56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600
	57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900
	58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300
	59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600
	60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900
	61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200
	62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	
	63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	
	64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	
	66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	
	67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	
	68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	
	69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300	
	70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600	
	71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900	
	72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100	
	73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300	
	74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600	
	75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900	
	76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100	
	77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300	
	78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600	
	79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900	
	80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100	
	81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300	
	82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600	
	83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900	
	84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100	
	85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300	
	86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300		
	87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600		
	88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800		
	89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000		
	90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300		
	91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600		
	92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800		
	93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000		
	94		295,900	343,600	382,500	394,300		
	95		296,200	344,100	382,900	394,600		
	96		296,600	344,500	383,300	394,800		
	97		296,800	344,700	383,600	395,000		
	98		297,100	345,100	384,100	395,300		
	99		297,500	345,500	384,500	395,600		
	100		297,900	345,800	384,900	395,800		
	101		298,100	346,100	385,200	396,000		
	102		298,400	346,500	385,700			
	103		298,800	346,900	386,100			
	104		299,100	347,300	386,500			
	105		299,300	347,800	386,800			
	106		299,600	348,200	387,300			
	107		300,000	348,600	387,700			
	108		300,300	349,000	388,100			
	109		300,500	349,500	388,400			
	110		300,900	349,900				
	111		301,300	350,200				
	112		301,600	350,500				
	113		301,800	351,000				
	114		302,000					
	115		302,300					
	116		302,700					
	117		302,900					
	118		303,100					
	119		303,400					
	120		303,700					
	121		304,100					
	122		304,300					
	123		304,600					
	124		304,900					
	125		305,200					
定年前再任用短 時間勤務職員		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000

議案第 1 1 3 号

釧路市高齢者生きがい交流プラザ条例の一部を改正する条例

釧路市高齢者生きがい交流プラザ条例（平成 1 7 年釧路市条例第 1 1 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「5 3 0 円」を「5 4 0 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

令和 5 年 1 2 月 6 日提出

釧路市長 蝦 名 大 也

（説明）

公衆浴場料金を勘案し、展望浴室の使用料を改定いたしたく、本案を提出するものである。

議案第 1 1 4 号

釧路市国民健康保険条例の一部を改正する条例

釧路市国民健康保険条例（平成 1 8 年釧路市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 3 2 条の 2」を「第 3 2 条の 3」に改める。

第 1 0 条中「及び第 2 6 条の 3」を「、第 2 6 条の 3 及び第 2 6 条の 4」に改め、同条第 2 号エ中「及び第 7 2 条の 3 の 2 第 1 項」を「、第 7 2 条の 3 の 2 第 1 項及び第 7 2 条の 3 の 3 第 1 項」に、「繰入金及び」を「繰入金並びに」に改める。

第 1 2 条第 1 項中「附則第 3 5 条の 2 の 6 第 1 1 項又は第 1 5 項」を「附則第 3 5 条の 2 の 6 第 8 項又は第 1 1 項」に、「附則第 3 5 条の 2 の 6 第 1 5 項」を「附則第 3 5 条の 2 の 6 第 1 1 項」に改める。

第 1 7 条の 2 中「及び第 2 6 条の 3」を「、第 2 6 条の 3 及び第 2 6 条の 4」に改め、同条第 2 号イ中「及び第 7 2 条の 3 の 2 第 1 項」を「、第 7 2 条の 3 の 2 第 1 項及び第 7 2 条の 3 の 3 第 1 項」に改める。

第 1 8 条中「第 2 6 条」の次に「及び第 2 6 条の 4」を加え、同条第 2 号イ中「第 7 2 条の 3 第 1 項」の次に「及び第 7 2 条の 3 の 3 第 1 項」を加える。

第 2 6 条第 1 項第 1 号中「附則第 3 5 条の 2 の 6 第 1 1 項又は第 1 5 項」を「附則第 3 5 条の 2 の 6 第 8 項又は第 1 1 項」に、「附則第 3 5 条の 2 の 6 第 1 5 項」を「附則第 3 5 条の 2 の 6 第 1 1 項」に改める。

第 2 6 条の 3 第 1 項及び第 2 項第 1 号中「保険料額」を「保険料率」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（出産被保険者に係る保険料の減額）

第 2 6 条の 4 当該年度において、その世帯に出生被保険者（国民健康保険法施行令第 2 9 条の 7 第 5 項第 8 号に規定する出生被保険者をいう。以下

同じ。)がある場合(次項に規定する場合を除く。)における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条又は第14条の基礎賦課額から、次に掲げる額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)とする。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日(国民健康保険法施行規則第32条の10の2で定める場合には、出産の日。第32条の3第1項及び第2項において同じ。)の属する月(以下この号において「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合にあつては、3か月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

2 当該年度において、第26条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がいる場合における当該納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第11条又は第14条の基礎賦課額から、次に掲げる額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)とする。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険

料率に第26条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

3 前2項の規定は、出産被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、これらの規定中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条又は第14条」とあるのは「第17条の3又は第17条の6」と、「65万円」とあるのは「22万円」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、出産被保険者に係る介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）」と、同項及び第2項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条又は第14条」とあるのは「第19条」と、「65万円」とあるのは「17万円」と読み替えるものとする。

第5章中第32条の2の次に次の1条を加える。

（出産被保険者に係る届出）

第32条の3 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

(1) 世帯主の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）

(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

(3) 出産の予定日

(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類

(2) 多胎妊娠の場合にあっては、その旨を明らかにすることができる書類

(3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあっては、出産した被保

険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6か月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長は、同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第26条の4の規定は、令和5年度分の保険料のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分の保険料のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの保険料については、なお従前の例による。

令和5年12月6日提出

釧路市長 蝦名大也

(説明)

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産する予定の被保険者又は出産した被保険者に係る保険料を減額するとともに、規定の整備をいたしたく、本案を提出するものである。

議案第 1 1 5 号

釧路市水道事業給水条例の一部を改正する条例

釧路市水道事業給水条例（平成 1 7 年釧路市条例第 2 8 2 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項及び第 3 6 条第 2 項ただし書中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 5 年 1 2 月 6 日提出

釧路市長 蝦 名 大 也

（説明）

水道法の一部改正に伴い、所要の規定の整備をいたしたく、本案を提出するものである。

議案第 1 1 6 号

釧路市水道事業給水条例等の一部を改正する等の条例の一部を
改正する条例

釧路市水道事業給水条例等の一部を改正する等の条例（平成 2 3 年釧路市
条例第 4 2 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 2 項を次のように改める。

1 2 阿寒湖温泉地区において、食品衛生法第 5 5 条の規定の適用を受ける
営業及び劇場、娯楽場等において水道を使用する者が公共下水道を使用す
る場合の令和 4 年 5 月請求分から令和 1 5 年 4 月請求分までの下水道使用
料に係る従量使用料については、釧路市下水道条例別表第 1 の規定にかか
わらず、次の各号に掲げる区分ごとに、それぞれ当該各号の表により算定
した額とする。

(1) 令和 4 年 5 月請求分から令和 6 年 4 月請求分まで

種別	汚水排除量	使用料
従量使用料 (1 立方メ ートルにつ き)	8立方メートルまで	円 21.38
	8立方メートルを超え 20立方メートルまで	202.40
	20立方メートルを超え 50立方メートルまで	212.30
	50立方メートルを超え 100立方メートルまで	222.20
	100立方メートルを超え 500立方メートルまで	237.60
	500立方メートルを超え 1,000立方メートルまで	247.50
	1,000立方メートルを超え る部分	251.90

(2) 令和 6 年 5 月請求分から令和 7 年 4 月請求分まで

種別	汚水排除量	使用料
従量使用料 (1立方メートルにつき)	8立方メートルまで	円 20.84
	8立方メートルを超え 20立方メートルまで	205.00
	20立方メートルを超え 50立方メートルまで	216.92
	50立方メートルを超え 100立方メートルまで	229.90
	100立方メートルを超え 500立方メートルまで	247.62
	500立方メートルを超え 1,000立方メートルまで	259.11
	1,000立方メートルを超える部分	264.89

(3) 令和7年5月請求分から令和8年4月請求分まで

種別	汚水排除量	使用料
従量使用料 (1立方メートルにつき)	8立方メートルまで	円 20.30
	8立方メートルを超え 20立方メートルまで	207.61
	20立方メートルを超え 50立方メートルまで	221.53
	50立方メートルを超え 100立方メートルまで	237.61
	100立方メートルを超え 500立方メートルまで	257.65
	500立方メートルを超え 1,000立方メートルまで	270.72
	1,000立方メートルを超える部分	277.88

(4) 令和8年5月請求分から令和9年4月請求分まで

種別	汚水排除量	使用料
従量使用料 (1立方メートルにつき)	8立方メートルまで	円 19.77
	8立方メートルを超え 20立方メートルまで	210.21

20立方メートルを超え 50立方メートルまで	226.15
50立方メートルを超え 100立方メートルまで	245.31
100立方メートルを超え 500立方メートルまで	267.67
500立方メートルを超え 1,000立方メートルまで	282.32
1,000立方メートルを超え る部分	290.87

(5) 令和9年5月請求分から令和10年4月請求分まで

種別	汚水排除量	使用料
従量使用料 (1立方メ ートルにつ き)	8立方メートルまで	円 19.23
	8立方メートルを超え 20立方メートルまで	212.82
	20立方メートルを超え 50立方メートルまで	230.77
	50立方メートルを超え 100立方メートルまで	253.01
	100立方メートルを超え 500立方メートルまで	277.70
	500立方メートルを超え 1,000立方メートルまで	293.93
	1,000立方メートルを超え る部分	303.86

(6) 令和10年5月請求分から令和11年4月請求分まで

種別	汚水排除量	使用料
従量使用料 (1立方メ ートルにつ き)	8立方メートルまで	円 18.69
	8立方メートルを超え 20立方メートルまで	215.42
	20立方メートルを超え 50立方メートルまで	235.39
	50立方メートルを超え 100立方メートルまで	260.72
	100立方メートルを超え	

	500立方メートルまで	287.72
	500立方メートルを超え 1,000立方メートルまで	305.54
	1,000立方メートルを超え る部分	316.86

(7) 令和11年5月請求分から令和12年4月請求分まで

種別	汚水排除量	使用料
従量使用料 (1立方メ ートルにつ き)	8立方メートルまで	円 18.15
	8立方メートルを超え 20立方メートルまで	218.02
	20立方メートルを超え 50立方メートルまで	240.00
	50立方メートルを超え 100立方メートルまで	268.42
	100立方メートルを超え 500立方メートルまで	297.74
	500立方メートルを超え 1,000立方メートルまで	317.15
	1,000立方メートルを超え る部分	329.85

(8) 令和12年5月請求分から令和13年4月請求分まで

種別	汚水排除量	使用料
従量使用料 (1立方メ ートルにつ き)	8立方メートルまで	円 17.61
	8立方メートルを超え 20立方メートルまで	220.63
	20立方メートルを超え 50立方メートルまで	244.62
	50立方メートルを超え 100立方メートルまで	276.12
	100立方メートルを超え 500立方メートルまで	307.77
	500立方メートルを超え 1,000立方メートルまで	328.76
	1,000立方メートルを超え る部分	342.84

(9) 令和13年5月請求分から令和14年4月請求分まで

種別	汚水排除量	使用料
従量使用料 (1立方メートルにつき)	8立方メートルまで	円 17.08
	8立方メートルを超え 20立方メートルまで	223.23
	20立方メートルを超え 50立方メートルまで	249.24
	50立方メートルを超え 100立方メートルまで	283.82
	100立方メートルを超え 500立方メートルまで	317.79
	500立方メートルを超え 1,000立方メートルまで	340.36
	1,000立方メートルを超え る部分	355.83

(10) 令和14年5月請求分から令和15年4月請求分まで

種別	汚水排除量	使用料
従量使用料 (1立方メートルにつき)	8立方メートルまで	円 16.54
	8立方メートルを超え 20立方メートルまで	225.84
	20立方メートルを超え 50立方メートルまで	253.85
	50立方メートルを超え 100立方メートルまで	291.53
	100立方メートルを超え 500立方メートルまで	327.82
	500立方メートルを超え 1,000立方メートルまで	351.97
	1,000立方メートルを超え る部分	368.82

附則第13項及び第14項を削り、附則第15項を附則第13項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 5 年 1 2 月 6 日 提出

釧路市長 蝦 名 大 也

(説明)

平成 2 4 年度の上下水道料金体系の統一に伴う経過措置として定めた阿寒湖温泉地区における下水道従量使用料の額について見直したく、本案を提出するものである。

議案第 1 1 7 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更に関する件

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 3 7 年法律第 8 8 号）第 3 条第 8 項の規定に基づき、仁々志別辺地に係る公共的施設の総合整備計画を次のとおり変更する。

記

仁々志別辺地に係る総合整備計画書（案）（別 紙）

令和 5 年 1 2 月 6 日提出

釧路市長 蝦 名 大 也

（説明）

辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 8 項において準用する同条第 1 項の規定により議決を得たく、本案を提出するものである。

（参考）

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律抜粋

（総合整備計画の策定等）

第 3 条 この法律によつて公共的施設の整備をしようとする市町村は、当該市町村の議会の議決を経て当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（以下「総合整備計画」という。）を定めることができる。

（2 ～ 7 項 略）

8 前各項の規定は、第 5 項の規定により総合整備計画を提出した市町村が当該総合整備計画を変更しようとする場合について準用する。

(別 紙)

総合整備計画書 (案)

北海道釧路市仁々志別辺地
(辺地の人口 203人、面積 87.5km²)

1. 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

釧路市阿寒町下仁々志別、中仁々志別、上仁々志別、仁々志別、共和

(2) 地域の中心の位置

釧路市阿寒町仁々志別32線90番5

(3) 辺地度点数 341点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

(1) 飲用水供給施設 (農業用水道施設整備事業)

農業用水道給水区域 (共和、仁々志別) では、農業基盤の強化を図るため、安定的な水の供給を継続していく必要がありますが、各浄水場施設において設備機器類の経年劣化による故障が年々増加し、安定的な供給に支障をきたしていることから、施設の計画的な整備を図るものです。

3. 公共的施設の整備計画 令和4年度から令和8年度までの5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
飲用水供給施設 (農業用水道施設整備事業)	釧路市	(56,052)	(29,967)	(26,085)	(23,200)
		56,799	30,800	25,999	20,700
合 計		(56,052)	(29,967)	(26,085)	(23,200)
		56,799	30,800	25,999	20,700

() は変更後

議案第 1 1 8 号

市民環境部の所管する公の施設の指定管理者の指定の件

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

記

議 決 事 項	公の施設の名称等	左欄に掲げる公の施設について 指定管理者の行う業務
	指定管理者の名称及び主たる事務 所の所在地	
	指定期間	
1	鉏路市千歳会館	(1) 施設の利用の承認に関する業務 (2) 施設の利用に係る料金の収受に関する業務 (3) 施設及び設備の維持管理に関する業務 (4) その他市長が定める業務
	千歳会館運営協議会 鉏路市千歳町 3 番 1 3 号	
	令和 6 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで	
2	鉏路市愛国会館	(1) 施設の利用の承認に関する業務 (2) 施設の利用に係る料金の収受に関する業務 (3) 施設及び設備の維持管理に関する業務 (4) その他市長が定める業務
	愛国会館運営委員会 鉏路市愛国東 4 丁目 2 番 8 号	
	令和 6 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで	
3	鉏路市若草会館	(1) 施設の利用の承認に関する業務 (2) 施設の利用に係る料金の収受に関する業務 (3) 施設及び設備の維持管理に関する業務 (4) その他市長が定める業務
	若草地区会館運営委員会 鉏路市若草町 3 番 1 4 号	
	令和 6 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで	
4	鉏路市旭会館	(1) 施設の利用の承認に関する業務 (2) 施設の利用に係る料金の収受に関する業務 (3) 施設及び設備の維持管理に関する業務 (4) その他市長が定める業務
	旭地区会館運営協議会 鉏路市旭町 1 2 番 8 号	
	令和 6 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで	
5	鉏路市豊川会館	(1) 施設の利用の承認に関する業務 (2) 施設の利用に係る料金の収受に関する業務 (3) 施設及び設備の維持管理に関する業務 (4) その他市長が定める業務
	鉏路市豊川会館運営委員会 鉏路市豊川町 1 6 番 1 6 号	
	令和 6 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで	

6	釧路市美原会館	(1) 施設の利用の承認に関する業務
	釧路市美原地区会館運営委員会 釧路市美原4丁目1番17号	(2) 施設の利用に係る料金の収受に関する業務 (3) 施設及び設備の維持管理に関する業務
	令和6年4月1日から令和11年 3月31日まで	(4) その他市長が定める業務
7	釧路市春採下町会館	(1) 施設の利用の承認に関する業務
	春採下町地区会館運営委員会 釧路市武佐1丁目3番25号	(2) 施設の利用に係る料金の収受に関する業務 (3) 施設及び設備の維持管理に関する業務
	令和6年4月1日から令和11年 3月31日まで	(4) その他市長が定める業務
8	釧路市桜ヶ岡中央会館	(1) 施設の利用の承認に関する業務
	桜ヶ岡中央会館運営協議会 釧路市桜ヶ岡4丁目3番28号	(2) 施設の利用に係る料金の収受に関する業務 (3) 施設及び設備の維持管理に関する業務
	令和6年4月1日から令和11年 3月31日まで	(4) その他市長が定める業務
9	釧路市星が浦会館	(1) 施設の利用の承認に関する業務
	釧路市星が浦会館運営委員会 釧路市星が浦大通2丁目7番22号	(2) 施設の利用に係る料金の収受に関する業務 (3) 施設及び設備の維持管理に関する業務
	令和6年4月1日から令和11年 3月31日まで	(4) その他市長が定める業務
10	釧路市鳥取北会館	(1) 施設の利用の承認に関する業務
	鳥取北会館運営委員会 釧路市鳥取北4丁目10番16号	(2) 施設の利用に係る料金の収受に関する業務 (3) 施設及び設備の維持管理に関する業務
	令和6年4月1日から令和11年 3月31日まで	(4) その他市長が定める業務
11	釧路市新橋会館	(1) 施設の利用の承認に関する業務
	釧路市新橋会館運営委員会 釧路市新橋大通2丁目2番15号	(2) 施設の利用に係る料金の収受に関する業務 (3) 施設及び設備の維持管理に関する業務
	令和6年4月1日から令和11年 3月31日まで	(4) その他市長が定める業務
12	釧路市城山会館	(1) 施設の利用の承認に関する業務
	城山地区会館運営委員会 釧路市城山1丁目12番13号	(2) 施設の利用に係る料金の収受に関する業務 (3) 施設及び設備の維持管理に関する業務
	令和6年4月1日から令和11年 3月31日まで	(4) その他市長が定める業務

13	釧路市桜ヶ岡共和会館	(1) 施設の利用の承認に関する業務
	釧路市桜ヶ岡共和会館運営委員会 釧路市桜ヶ岡5丁目21番25号	(2) 施設の利用に係る料金の収受に関する業務 (3) 施設及び設備の維持管理に関する業務
	令和6年4月1日から令和11年 3月31日まで	(4) その他市長が定める業務
14	釧路市宮本会館	(1) 施設の利用の承認に関する業務
	宮本会館運営委員会 釧路市宮本2丁目12番7号	(2) 施設の利用に係る料金の収受に関する業務 (3) 施設及び設備の維持管理に関する業務
	令和6年4月1日から令和11年 3月31日まで	(4) その他市長が定める業務
15	釧路市昭和会館	(1) 施設の利用の承認に関する業務
	昭和会館運営委員会 釧路市昭和町4丁目8番10号	(2) 施設の利用に係る料金の収受に関する業務 (3) 施設及び設備の維持管理に関する業務
	令和6年4月1日から令和11年 3月31日まで	(4) その他市長が定める業務
16	釧路市愛国東会館	(1) 施設の利用の承認に関する業務
	釧路市愛国東会館運営委員会 釧路市愛国東2丁目1番15号	(2) 施設の利用に係る料金の収受に関する業務 (3) 施設及び設備の維持管理に関する業務
	令和6年4月1日から令和11年 3月31日まで	(4) その他市長が定める業務
17	釧路市橋南西会館	(1) 施設の利用の承認に関する業務
	釧路市橋南西会館運営協議会 釧路市南大通2丁目1番111号	(2) 施設の利用に係る料金の収受に関する業務 (3) 施設及び設備の維持管理に関する業務
	令和6年4月1日から令和11年 3月31日まで	(4) その他市長が定める業務
18	釧路市緑ヶ岡南会館	(1) 施設の利用の承認に関する業務
	緑ヶ岡南地区会館運営委員会 釧路市緑ヶ岡5丁目4番27号	(2) 施設の利用に係る料金の収受に関する業務 (3) 施設及び設備の維持管理に関する業務
	令和6年4月1日から令和11年 3月31日まで	(4) その他市長が定める業務
19	釧路市武佐会館	(1) 施設の利用の承認に関する業務
	釧路市武佐会館運営委員会 釧路市武佐4丁目26番6号	(2) 施設の利用に係る料金の収受に関する業務 (3) 施設及び設備の維持管理に関する業務
	令和6年4月1日から令和11年 3月31日まで	(4) その他市長が定める業務

20	釧路市鉄北中央会館	(1) 施設の利用の承認に関する業務
	釧路市鉄北中央会館運営委員会 釧路市若松町11番14号	(2) 施設の利用に係る料金の収受に関する業務 (3) 施設及び設備の維持管理に関する業務
	令和6年4月1日から令和11年 3月31日まで	(4) その他市長が定める業務
21	釧路市中鶴野会館	(1) 施設の利用の承認に関する業務
	中鶴野会館管理運営委員会 釧路市鶴野58番地3062	(2) 施設の利用に係る料金の収受に関する業務 (3) 施設及び設備の維持管理に関する業務
	令和6年4月1日から令和11年 3月31日まで	(4) その他市長が定める業務
22	釧路市昭園会館	(1) 施設の利用の承認に関する業務
	釧路市昭園会館管理運営委員会 釧路市昭和南6丁目19番8号	(2) 施設の利用に係る料金の収受に関する業務 (3) 施設及び設備の維持管理に関する業務
	令和6年4月1日から令和11年 3月31日まで	(4) その他市長が定める業務
23	釧路市大星会館	(1) 施設の利用の承認に関する業務
	釧路市大星会館運営委員会 釧路市大楽毛北1丁目1番10号	(2) 施設の利用に係る料金の収受に関する業務 (3) 施設及び設備の維持管理に関する業務
	令和6年4月1日から令和11年 3月31日まで	(4) その他市長が定める業務
24	釧路市芦野会館	(1) 施設の利用の承認に関する業務
	芦野地区会館運営委員会 釧路市芦野3丁目29番5号	(2) 施設の利用に係る料金の収受に関する業務 (3) 施設及び設備の維持管理に関する業務
	令和6年4月1日から令和11年 3月31日まで	(4) その他市長が定める業務
25	釧路市大楽毛西会館	(1) 施設の利用の承認に関する業務
	大楽毛西会館運営委員会 釧路市大楽毛131番地12	(2) 施設の利用に係る料金の収受に関する業務 (3) 施設及び設備の維持管理に関する業務
	令和6年4月1日から令和11年 3月31日まで	(4) その他市長が定める業務
26	釧路市鳥取南会館	(1) 施設の利用の承認に関する業務
	釧路市鳥取南会館運営委員会 釧路市鳥取南7丁目2番8号	(2) 施設の利用に係る料金の収受に関する業務 (3) 施設及び設備の維持管理に関する業務
	令和6年4月1日から令和11年 3月31日まで	(4) その他市長が定める業務

27	釧路市昭和北会館	(1) 施設の利用の承認に関する業務
	昭和北会館運営委員会	(2) 施設の利用に係る料金の収受に関する業務
	釧路市昭和北3丁目26番16号	(3) 施設及び設備の維持管理に関する業務
	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	(4) その他市長が定める業務
28	釧路市富士見会館	(1) 施設の利用の承認に関する業務
	釧路市富士見会館運営委員会	(2) 施設の利用に係る料金の収受に関する業務
	釧路市富士見3丁目2番1号	(3) 施設及び設備の維持管理に関する業務
	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	(4) その他市長が定める業務
29	釧路市はまなす会館	(1) 施設の利用の承認に関する業務
	はまなす会館運営委員会	(2) 施設の利用に係る料金の収受に関する業務
	釧路市興津2丁目17番22号	(3) 施設及び設備の維持管理に関する業務
	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	(4) その他市長が定める業務
30	釧路市鳥取東会館	(1) 施設の利用の承認に関する業務
	釧路市鳥取東会館運営委員会	(2) 施設の利用に係る料金の収受に関する業務
	釧路市鳥取大通1丁目3番8号	(3) 施設及び設備の維持管理に関する業務
	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	(4) その他市長が定める業務
31	釧路市文苑会館	(1) 施設の利用の承認に関する業務
	文苑地区会館運営委員会	(2) 施設の利用に係る料金の収受に関する業務
	釧路市文苑1丁目31番13号	(3) 施設及び設備の維持管理に関する業務
	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	(4) その他市長が定める業務
32	釧路市白樺ふれあい交流センターの会館機能施設（釧路市地区会館条例（平成17年釧路市条例第32号）第1条に規定する会館機能施設をいう。）	(1) 施設の利用の承認に関する業務
	白樺台地区会館運営委員会	(2) 施設の利用に係る料金の収受に関する業務
	釧路市白樺台2丁目1番1号	(3) 施設及び設備の維持管理に関する業務
	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	(4) その他市長が定める業務

33	釧路市緑ヶ岡・貝塚ふれあいセンターの会館機能施設等（釧路市緑ヶ岡・貝塚ふれあいセンター条例（平成29年釧路市条例第38号）第3条第1号に規定する会館機能施設等をいう。） 釧路市緑ヶ岡・貝塚ふれあいセンター運営協議会 釧路市貝塚1丁目7番15号 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	(1) 施設の利用の承認に関する業務 (2) 施設の利用に係る料金の収受に関する業務 (3) 施設及び設備の維持管理に関する業務 (4) その他市長が定める業務
34	釧路市共栄ふれあいセンターの会館機能施設等（釧路市共栄ふれあいセンター条例（令和元年釧路市条例第29号）第3条第1号に規定する会館機能施設等をいう。） 釧路市共栄ふれあいセンター運営協議会 釧路市双葉町4番38号 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	(1) 施設の利用の承認に関する業務 (2) 施設の利用に係る料金の収受に関する業務 (3) 施設及び設備の維持管理に関する業務 (4) その他市長が定める業務

令和5年12月6日提出

釧路市長 蝦名大也

（説明）

市民環境部の所管する公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を得たく、本案を提出するものである。

（参考）

地方自治法抜粋

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2（1、2項略）

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体

であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

（4、5項略）

- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
（以下略）

釧路市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例抜粋

（指定管理者の指定の議決事項）

第6条 第5条第1項の議決に係る議案には、次に掲げる事項を明示するものとする。

- （1）指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称
- （2）指定管理者に管理を行わせようとする業務の範囲
- （3）指定管理者となるものの名称及び主たる事務所の所在地
- （4）指定管理者の指定の期間

報告第5号

専決処分報告の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので報告し、承認を求める。

記

令和5年度釧路市一般会計補正予算

（別記）

令和5年12月6日提出

釧路市長 蝦名大也

（説明）

暑さ対策に係る経費について、ここに報告のとおり専決処分をしたので承認を求めたく、本案を提出するものである。

（参考）

地方自治法抜粋

（長の専決処分）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。（ただし書略）

（2項略）

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

（4項略）

(別 記)

令和5年度釧路市一般会計補正予算

令和5年度釧路市の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ74,860千円を追加し、歳入歳出それぞれ102,002,249千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
15 国庫支出金		22,916,165	17,815	22,933,980
	2 国庫補助金	5,348,644	17,815	5,366,459
19 繰入金		1,184,854	52,945	1,237,799
	2 基金繰入金	1,155,806	52,945	1,208,751
22 市債		8,064,059	4,100	8,068,159
	1 市債	8,064,059	4,100	8,068,159
歳入合計		101,927,389	74,860	102,002,249

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3 民生費		33,303,262	16,797	33,320,059
	3 児童福祉費	9,827,012	16,797	9,843,809
11 教育費		6,579,363	58,063	6,637,426
	1 総務費	2,710,508	49,712	2,760,220
	5 幼稚園費	24,318	8,351	32,669
歳出合計		101,927,389	74,860	102,002,249

第2表 地方債補正

区 分	起 債 の 目 的	限 度 額		
		補 正 前	補 正 額	補 正 後
		千円	千円	千円
追 加	幼 稚 園 施 設 整 備 費	0	4,100	4,100
計		8,064,059	4,100	8,068,159

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
15 国庫支出金	22,916,165	17,815	22,933,980
19 繰入金	1,184,854	52,945	1,237,799
22 市債	8,064,059	4,100	8,068,159
歳入合計	101,927,389	74,860	102,002,249

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	市債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 民生費	33,303,262	16,797	33,320,059	0	0	0	16,797
11 教育費	6,579,363	58,063	6,637,426	17,815	4,100	0	36,148
歳出合計	101,927,389	74,860	102,002,249	17,815	4,100	0	52,945

2. 歳入

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
15 国庫支出金	22,916,165	17,815	22,933,980			
2 国庫補助金	5,348,644	17,815	5,366,459			
8 教育費補助金	149,006	17,815	166,821	1 総務費補助金	17,815	学校教育活動体制整備事業費 (率1 / 2)
						17,815

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
19 繰入金	1,184,854	52,945	1,237,799			
2 基金繰入金	1,155,806	52,945	1,208,751			
15 財政調整基金繰入金	370,707	52,945	423,652	1 財政調整基金繰入金	52,945	財政調整基金繰入金
						52,945

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
22 市債	8,064,059	4,100	8,068,159			
1 市債	8,064,059	4,100	8,068,159			
9 教育債	1,434,100	4,100	1,438,200	6 幼稚園債	4,100	幼稚園施設整備費 4,100
歳 入 合 計	101,927,389	74,860	102,002,249			

3. 歳出

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	財 源 内 訳	区 分	金 額	説 明
3 児童福祉費	9,827,012	16,797	9,843,809	一般財源			
2 保育費	4,218,428	16,797	4,235,225	一般財源	17 備品購入費	16,797	市立保育所等施設整備費 16,797

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
					区分	金額	
11 教育費	6,579,363	58,063	6,637,426	特定財源 21,915 一般財源 36,148			
1 総務費	2,710,508	49,712	2,760,220	特定財源 17,815 一般財源 31,897			
2 事務局費	954,540	49,712	1,004,252	特定財源 17,815 [内訳] 国庫支出金 17,815	10 需用費 33,333 14 工事請負費 7,020 17 備品購入費 9,359		学校教育活動体制整備事業費 49,712
5 幼稚園費	24,318	8,351	32,669	一般財源 31,897 特定財源 4,100 一般財源 4,251			
1 幼稚園費	24,318	8,351	32,669	特定財源 4,100 [内訳] 市債 4,100 一般財源 4,251	17 備品購入費 8,351		施設整備費 8,351
歳出合計	101,927,389	74,860	102,002,249	特定財源 21,915 一般財源 52,945			

